

開催年月日 令和2年12月4日(金)
 質問者 日本共産党 宮川 潤 委員
 答弁者 保健福祉部長 三瓶 徹
 福祉局長 佐賀井 祐一
 総務課参事 徳田 泰則
 医務薬務課長 畑島 久雄
 地域保健課長 古川 秀明
 地域保健課参事 竹内 正人
 地域福祉課長 今泉 秀明

質問内容	答弁内容
<p>一 新型コロナウイルス感染症対策について それでは最初に新型コロナウイルス感染症対策について伺います。</p> <p>(一) 感染拡大の原因について 道内で感染が急拡大していることについて、どう捉えているかということでもあります。寒さが増してきたということもありますし、「3密」を避ける行動がかつてより弱まったのか、人の移動と交流が増えたということによるのか。道としては、どう分析しているのか伺います。</p> <p>感染リスクが高くなる行動があるということでありました。私はだからこそ知事からの強いメッセージが必要であり、自粛要請でもGoToの対応でも、後手に回らず時機を逸することなく手を打っていくことが必要だと考えます。道の対応が遅かったと言うことの表れではないでしょうか。</p> <p>(二) 保健所の即応体制の最大需要(患者数等)の算定について 次に保健所の即応体制についてであります。最大新規陽性者数、陽性率、濃厚接触者数、および1日の最大検査件数を算定いたしました。現状はどうなっていますか。需要の算定と実施との比較をお示しく下さい。</p>	<p>【総務課参事】 感染拡大の主な要因についてでございますが、道内では、9月下旬のシルバーウィーク以降、人の動きが活発化する中、新規感染者の増加が続いておりまして、積極的疫学調査の下、こうした感染者の動向を見ますと、会食や会合等への参加や職場内・家庭内での接触など幅広い事象が見受けられますとともに、繁華街の飲食店や医療機関、社会福祉施設や学校、事業所など、多様な場において集団感染、いわゆるクラスターが発生いたしまして、これにより、施設内での感染が広がるなどいたしまして、様々な世代間や地域に感染拡大したのではないかと推察しているところでございます。</p> <p>とりわけ、この間、飲食を伴う場面のほか、仕事後や休憩時間等にマスクを外すといった感染リスクが高くなる行動によりまして、感染が広がったものと考えられる場面も少なくなく、一概には言えませんが、こうした様々な事象が重なり合って、結果といたしまして、現状の感染拡大に繋がっているものと考えるところでございます。</p> <p>【地域保健課長】 新規陽性者数などについてでございますが、道では、6月19日付けの国の通知や、指針で示された新たな流行のシナリオによる患者推計や、当時の道内の感染状況等から、最大新規陽性者数を96人、PCR検査の陽性率を6.0%、濃厚接触者数を10.7人、最大検査件数を1日2,620件と算定し、7月下旬に、国に報告をしたところでございます。</p> <p>直近の道内の状況では、最大新規陽性者数は304人、陽性率は7.2%、濃厚接触者数は平均9.4人で、最大検査件数は、一日6,092件と算定されております。</p> <p>なお、現在の一日の検査可能数は、PCR検査3,570人分、抗原検査3,700人分の合計7,270人分となっているところでございます。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>再一（二） 保健所の即応体制について、報告を委員会で受けた段階で、最大新規陽性者数96人としていましたけれども、現実には304人になっている。陽性率は6.0%と見込んでいたものが、実際には7.2%になっているということであります。私は、8月4日保健福祉委員会で、検査の件数をあまり高めないような計算方法ではないかと、最大の想定をしているものとは考えられないと指摘したところでありました。結果的にあまい見通しだったということではないですか。最大需要数を見直して検査体制を整備する目標値を算定すべきではありませんか。伺います。</p> <p>（指摘） ピークの検査需要を18,000件とするということですが、現状は、PCR検査3,570件、抗原検査3,700件で、合計7,270件です。フル稼働しても18,000件には及ばず、体制整備を急ぐべきだということについて指摘しておきます。</p> <p>（三）学校でのクラスター予防について 次に学校でのクラスター予防についてであります。 学校でのクラスターが相次いでいます。教育庁にクラスターの未然防止、感染対策について、どう注意喚起を行ってきたのか伺います。</p> <p>（四）札幌市保健所との協力体制について 札幌市に国から派遣されたクラスター対策班のメンバーが「保健所の対応能力をはるかに超える数のクラスターが発生している」として、調査と対策が追いついていない状況を明らかにしています。 札幌の応援についてですが、どういう規模で応援に行っているのか、応援体制をお示してください。</p>	<p>【地域保健課参事】 検査体制の整備についてであります。道では、国の通知に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る需要と、例年のインフルエンザの流行期と同程度の発熱患者等が発生することを想定した、検査体制整備計画を策定をしており、その中でピーク時の検査需要を1日当たり約18,000件と想定したところでございます。</p> <p>【地域保健課長】 学校における感染対策等についてでございますが、これまで道内では、小中学校及び高等学校における集団感染が6件発生しておりますが、児童、生徒に感染者が発生した場合には、保健所が学校や教育局等、関係機関と連携して、積極的疫学調査を行い、濃厚接触者を特定いたしますとともに、検査等を迅速に行うなどして、まん延防止に努めているところであり、各事案で考えられる感染要因につきましては、学校や教育局等と情報共有しながら、感染防止対策を進めているところでございます。 なお、学校では、文部科学省が策定いたしました「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、マスクの着用や密集の回避など、集団感染のリスクの低減に向けた対策を行っているところでございます。</p> <p>【地域保健課長】 札幌市への職員派遣についてでございますが、道では、限りある人的資源の中、札幌市保健所における集団感染対策や、入院調整業務、保健所体制の整備等の支援のため、4月以降、これまでの間、公衆衛生医師や保健師等の専門職員をのべ約280人を派遣したほか、道の対策本部や道立保健所との連絡調整員として、のべ約250人を派遣するなど、人的支援に努めてきたところでございます。 こうした中、札幌市では11月以降、多数の施設における集団感染や感染者の急増により、積極的疫学調査等に多くの人員が必要となったことから、札幌市からの要請を受け、国に集団感染対策への助言・指導を行う専門家チームや他自治体の保健師等の派遣を要請してきたところであり、具体的には、専門家チームは11月3日から当面の間、他自治体保健師等は11月7日から27日までの約3週間にわたり、約20名の派遣応援を受け、積極的疫学調査等の市保健所の応援に当たっていただいているところでございます。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(五) 道立保健所の体制について</p> <p>次に道立保健所の体制についてですが、道立保健所専門技術職員のうち、公衆衛生医師では16名、保健師17名の欠員が生じています。保健師は今年度の採用は3名、来年度については採用予定者15名を確保しているとのことですが、今年度末の退職者も相当数考えられるところであり、公衆衛生医師は、来年度採用予定者は1名と伺っているところであり、私は、保健師・医師の定数について増員をはかる必要があると考えます。</p> <p>今後、北海道の感染がさらに広がったとして、全国的な感染が広がれば、国からの応援、現在の40名は引き揚げられるということもあるのではないですか。今後の保健所体制についてですが、応援はいつまで続くという想定をしていますか。応援がなくなっても業務がこなせるように、体制強化が必要ではありませんか。見解を伺います。</p> <p>再一 (五)</p> <p>道立保健所は、かつての45か所あったものが26か所になり、衛生研究所と合わせた職員数は、2005年度の1,364人から、今年度は1,134人へと減少しています。11月24日の保健福祉委員会で、保健師の業務軽減のために、業務の委託化やICTツールの活用、会計年度任用職員の任用などによる体制整備、広域支援チームや、市町村、関係団体等の応援体制の構築、大学の教員等に依頼するというものでありました。しかし感染者が増え続ける中で、濃厚接触者の追跡業務が増え続けて、それに追われているというのが実態ではないですか。応援がいつまで続くかは不明であり、疫学調査の体制等の強化が必要かどうかではないですか。見解を伺います。</p> <p>(指摘)</p> <p>ただいま答弁で必要な人員を確保してきたと、おっしゃいましたけれども、それは現場職員の方々の献身的な努力の中で、なんとか綱渡りで作ってきているという状況ではないですか。感染者から濃厚接触者を追跡する業務ですけれども、アメリカでは、コンタクトトレーサーが採用されています。日本では伝統的に、保健所や衛生研究所の職員がたいへんいい仕事をしてきたということがあって、その仕事の一部を他の職種に移譲することに、なかなか抵抗感もあるものと考えますが、必要な研修を受けて、データのまとめ、クラスターの発生要因や、感染経路の解明、市中感染の共通感染源の推定等の疫学調査の支援、感染管理対策への助言などを行うことは可能なはずであります。コンタクトトレーサーなど、保健師の業務を補う職種の採用なくして、私は保健</p>	<p>【地域保健課長】</p> <p>道立保健所についてでございますが、昨今、道内では、数多くの感染者が確認されたことから、感染防止対策に支障が生ずることのないよう、現行の道における応援体制に加え、更なるマンパワーを確保するため、国に対し、疫学調査や健康観察等を担う保健師などの専門職員の派遣を要請し、患者発生の多い札幌近郊の道立保健所に、11月19日から12月11日までの約3週間、道外の自治体や道内看護系大学から約40名の応援をいただきながら、対応しているところであり、今後の感染状況を踏まえ、必要に応じて、更なる協力要請を図ってまいりたいと考えてございます。</p> <p>また、道では、保健所の即応体制の整備に向けまして、業務の外部委託やICTツールの活用、OB保健師等会計年度任用職員の確保などにより負担軽減を図ってきたほか、広域支援チームや市町村・関係団体等を含めた応援体制を構築し、集団感染など患者が多数発生した地域に、これまで、延べ1,000名を超える職員を派遣するなどして、保健所機能の確保を図ってきたところであり、今後とも、こうした取組を進め、保健所が地域の感染症危機管理の拠点として機能を発揮できるよう、努めてまいりたいと考えてございます。</p> <p>【地域保健課長】</p> <p>道立保健所の体制についてでございますけれども、道では、保健師等専門職員が、積極的疫学調査等の専門業務に専念できるよう、業務の外部委託やICTツールの導入による業務の効率化を進めてきたほか、会計年度職員の任用や、広域支援チーム等の応援体制、国への専門職員の派遣要請等により、必要な人員を確保してきたところでございます。</p> <p>引き続き、こうした取組や、国が新たに創設をしました潜在保健師等を登録する人材バンク制度の活用、保健所に配置する、獣医師等、保健師以外の専門職を含めた疫学調査体制の整備など、感染状況を踏まえ、必要な人員の確保・育成に努めてまいります。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>所の体制はもたなくなるのではないかと大変懸念をしております。検討が必要であるということに指摘をして次の質問に移ります。</p> <p>(六) 医療のひっ迫の状況 医療のひっ迫状況についてであります。コロナウイルス感染患者の治療のための入院ベッドについて、何床用意されて、何床が使用されているのか。急速に使用病床数が増える傾向にあるのではないですか。また、コロナウイルス感染患者を受け入れている病院では、業務が増えたために外来患者の診療を停止しているところもあると聞きます。どういう状況か伺います。</p> <p>(七) 重症患者の増加について 1,389床用意して、933人入院しているということでもありますから、非常に大変な状況になってきていると思います。重症者数の推移はどうなっていますか。</p> <p>(八) 人工呼吸器の整備状況 急速に増えてきているということでもあります。4月の保健福祉委員会で、私の質問に地域保健課参事は「人工呼吸器の整備状況について調査する」とお答えでした。どの地域でどういう整備状況になっているのか明らかにしてください。</p> <p>(九) 人工呼吸器の使用状況 人工呼吸器の使用状況については、どう把握されていますか。重症者が増えてきているので、不足が懸念されるということだと思いますけれども、その状況、不足が見込まれているのかということについてお示してください。</p> <p>(十) 介護を必要とする入院患者の増加について 入院患者で、特に重症化するリスクの高い介護を必要とする高齢者を受け入れる病床が不足する事態が懸念されています。これはどういう状況になっていますか。</p>	<p>【地域保健課参事】 確保病床数などについてであります。今般の急激な感染拡大に伴い、入院患者数も増加傾向が続いてきたことから、道では、11月上旬以降、感染が拡大した圏域で、順次、確保病床数を拡大してきておりまして、12月2日現在1,389床を確保し、入院患者数は933名となっております。</p> <p>道内におけます感染状況は厳しさを増しており、札幌市や旭川市の医療機関で大規模な院内感染が発生、医療機能を大幅に制限して、入院患者に対応しておりますほか、医師・看護師等医療従事者の感染、院内感染の発生などにより、外来診療の一部休止や看護体制の見直しなどの影響が生じている医療機関もあると承知しております。</p> <p>【地域保健課参事】 重症患者数についてであります。道内の重症患者数は、11月1日には6名でありましたが、11日時点で12名、21日時点で19名、12月1日に28名と推移しております。</p> <p>【地域保健課参事】 重症患者用病床についてであります。道では、病床確保計画におきまして、人工呼吸器等の医療機器や専門的な医療従事者を配置した重症患者用の病床を3次医療圏単位で確保することとしておりまして、現在、全道で140床、道央圏で81、道北圏で26、道南・十勝圏で12、釧路・根室圏で6、オホーツク圏で3床を確保しているところであります。</p> <p>【地域保健課参事】 重症患者の把握についてであります。今般の新型コロナウイルス感染症対策におきましては、ICU管理ですとか人工呼吸器などによる呼吸管理を必要とする者を重症患者としております。</p> <p>12月3日現在、道内では、重症者用病床を140床を確保しまして、26床が利用されている状況であります。</p> <p>【地域保健課参事】 高齢者への医療提供についてであります。道では、病床確保にあたり、重点医療機関や協力医療機関のほか、高齢患者の受入れ可能な医療機関の確保も進めてきておりますが、介護の必要な高齢患者の方々は、日常生活動作に個人差がありまして、医療・介護のケアには、より多くの人員を必要とするため、受入が可能な患者かどうかは個別に判断が必要と考えております。</p> <p>このため、感染症の症状が軽症で、かつ認知症等により介護度の高い方などについては、医療機関への入院を基本としつつも日常生活動作や生活の質の維持の観点から、施設における人員や医療提供体制</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(指摘) 私は、それが問題だと考えています。施設で感染患者を抱えてクラスターを封じできるのかということとあります。感染症への専門的な対応は病院であり、感染患者を施設内に留めることは問題があると指摘しておきたいと思います。</p> <p>(十一) 中断できない治療や出産等に支障を来さない医療提供体制について がん治療や、人工透析など中断することができない治療や、あるいは出産などの事態に応じた対応が求められる場合、感染対策を十分とって医療を提供しなければなりません。中断できない治療や出産等に支障を来さない体制をとれているのか伺います。</p> <p>(指摘) 医療機関の確保と、医療チームの派遣ということとでありました。治療、出産との両立に万全を期すよう指摘しておきます。</p> <p>(十二) 軽症・無症状者用の宿泊療養施設について 次に軽症・無症状者についてであります。軽症・無症状者用の宿泊療養施設として、あらたにホテルを借り上げていると伺いました。現在、どの地域に何床あって、何床埋まっているのか明らかにしてください。</p> <p>(指摘) 札幌では、自宅での療養も実施しているそうですが、家族への感染、家族からさらに感染が広がることも懸念されます。十分な宿泊療養施設を用意することで、自宅療養をさせないということが必要だということを指摘しておきたいと思えます。</p>	<p>を確保した上で、施設内での療養を継続する場合もあると考えております。</p> <p>【地域保健課参事】 特別な配慮が必要な方への医療提供についてありますが、がん患者、日常的に治療を要する透析患者など、特別な配慮が必要となる患者への医療提供につきましては、国の事務連絡において、がん患者については、がん治療を中断して原則入院とすること、透析患者については、透析治療を行うことができる病床を確保すること、妊婦の方については、検査体制の整備を進めるとともに、医師が状態を十分に確認した上で、宿泊療養や自宅療養も可能であることなどの留意事項が示されております。 道では、各分野の専門家や関係団体等と協議を進め、道内三医大や透析医会、産科医会などのご協力もいただきながら、配慮を要する患者の受け入れ可能な医療機関を確保するとともに、医師・看護師などの医療チームの派遣制度を活用するなどして、関係者が連携を図りながら、必要な体制を確保しております。</p> <p>【地域保健課参事】 宿泊療養施設についてありますが、軽症者や無症状者を受け入れる宿泊療養施設については、3次医療圏単位で整備を進めることとしておりまして、感染状況を勘案しながら、順次運用を開始しているところであり、12月2日現在、道央圏で3施設1,270室を確保し521名が入所、道北圏では90室に対し31名、道南圏では110室に対し27名、十勝圏では190室に対し11名、計4圏域6施設、1,660室を確保し、590名の方が入所しております。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(十三) 医療材料等の供給及び価格について 次に医療材料の問題ですが、現場で、マスク、ガウン、プラスチックグローブなどの不足が問題となっています。これら不可欠な医療材料等が支障なく供給されているのか、道としてどういう監視体制で、具体的にどのように把握しているのか。価格が高騰しているのではないですか。伺います。</p> <p>(十四) 医療機関への損失補てんについて 医療材料価格が上がっている問題、外来患者の減少の問題、入院患者の制限等で医療機関の収入は大きく落ち込み、今後、医療機関の倒産、閉鎖も懸念されるところであります。 収入が減少している実態に対応した収入補てんが必要であります。 国に求めるべきではありませんか。また、道として、収入減少に対する支援を実行すべきではありませんか。答弁を伺います。</p> <p>(知事総括保留) 国への要望も是非お願いしたいですけれども、道としてどうするのかというところもですね、積極的に考えていただきたいと思います。 保健所の即応体制について質問してきましたが、感染拡大の見通しについて甘かったと指摘しました。保健所の体制が弱体化している問題も取り上げましたし、重症者が増えているということもあり、医療のひっ迫など、コロナウイルス感染症対策は極めて困難な状況に立ち至っていると考えております。保健所の体制強化、感染症医療体制等を含め、重要な課題であります。知事に直接伺う必要があると思っておりますので、委員長の取り計らいをお願いいたします。</p>	<p>【医務薬務課長】 感染防護具の供給状況についてでございますが、道では、卸売販売業者における感染防護具の供給状況を定期的に調査しており、新型コロナウイルス感染症の拡大が始まった、今年2月の状況と比較しますと、現在の流通は回復傾向にあるものの、プラスチックグローブなど一部の品目は入手しにくく、価格につきましても、高い状況が続いていると承知しております。 このため、道では、これまで保健所を通じて、感染症指定医療機関等における在庫状況を定期的に調査しますとともに、国が運用するウェブ調査等により、在庫が逼迫している医療機関をリアルタイムで把握し、適宜、感染防護具を配布してきておりまして、今後とも、流通状況や医療機関の需要動向も把握しながら、医療機関において、感染防護具が安定的に確保されますよう努めてまいります。</p> <p>【保健福祉部長】 医療機関への支援についてでございますが、新型コロナウイルス感染症対応の長期化に伴いまして、道内の医療機関では、医療従事者の感染や院内感染の発生などにより、医療機能の一部休止、外来・入院患者数の減少など、医療機関の収益にも影響が及んでいるものと承知してございます。 このため、道では、感染症患者を受け入れる医療機関に対し、緊急包括支援交付金を活用し、受入病床の確保や医療機器の整備、院内感染防止対策の支援に取り組んでいるほか、本年2月及び3月に入院患者を受け入れた医療機関に対しまして独自支援も実施しているところでございます。 道といたしましては、これまで、交付金の柔軟な運用や、医療機関の経営支援に向けた更なる財政措置について、機会あるごとに国に要望してきたところでございますが、感染症対策の長期化も見据えながら、次年度以降の十分な財政措置について、国に要望していく考えでございます。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>二 生活福祉資金特例貸付について</p> <p>(一) 生活福祉資金貸付と特例貸付の特徴について 次に、生活福祉資金特例貸付についてであります。</p> <p>まず、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」と「総合支援資金」の従前からの取扱いと、新型コロナウイルス感染にかかわる特例貸付との違いについてお示しください。</p> <p>(二) 貸付状況について 特例措置が設けられたということでありまして。それで、この特例措置が設けられた後の緊急小口資金及び総合支援資金の申請件数と申請金額、その前年度との比較をお示しください。</p> <p>(三) 社協以外からの申請件数について 件数でいうと緊急小口資金は92件から32,000件、総合支援資金1件だったものが17,000件ということでありまして、緊急小口資金は社協を通さない形での申請もあると伺っていますが、その件数と割合についてもお示しください。</p> <p>(四) 道社協との協議について 社協の窓口を通じなくても郵便局等で申請を行えるということでありまして、元々件数が非常に少なかったということで、今年度は、昨年度の申請件数の500倍を超過しているということになります。</p> <p>私どもの会派としては、先般、道社協から業務の実情について伺いましたが、貸付業務のほか、来年</p>	<p>【地域福祉課長】 緊急小口資金等の特例貸付についてであります。道社協が実施している生活福祉資金の「緊急小口資金」は、低所得や障がい者、高齢者世帯で、緊急かつ一時的に貸付けを必要とする世帯に対し、また、「総合支援資金」は、低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮している世帯に対し貸付けを行ってきたところであります。</p> <p>この度の特例貸付では、対象世帯を新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯や失業等により生計の維持が困難となっている世帯とするとともに、「緊急小口資金」では、貸付上限を10万円から20万円、据置期間を2月以内から1年以内へ、償還期間を1年以内から2年以内へ拡大したところであり、また、「総合支援資金」では、据置期間を6月以内から1年以内へ、貸付利子を全て無利子にするなどの特例的な措置が行われているところであります。</p> <p>【地域福祉課長】 貸付状況についてであります。各々の貸付けについては、貸付上限額の違いなどにより、正確な比較は困難であります。4月から10月までを単純に比較しますと、緊急小口資金の申請件数は、昨年度92件であったものが、今年度は約32,000件、金額では約780万円であったものが、約58億円と大幅に増加しているところであります。</p> <p>また、総合支援資金では、件数では昨年度1件であったものが、今年度は約17,000件、金額で約48万円が、約79億円と同様に大幅な増加となっているところであります。</p> <p>【地域福祉課長】 金融機関等を経由した申請についてであります。道では、この度の緊急小口資金の特例貸付の申請にあたりまして、この資金の迅速な貸付けや、窓口での待ち時間の解消などの感染拡大防止の観点から、郵送による受付を行うとともに、全国に先駆け、北海道労働金庫や郵便局において申請受付を行えるよう、その窓口の拡大を図ったところであります。</p> <p>この特例的な申請受付期間は、労金は4月22日から、郵便局は5月28日から、いずれも9月末までで、この間の申請件数は約1,200件となっております。この時点での緊急小口資金の申請総件数約31,000件に対する割合は、約4%となっているところであります。</p> <p>【地域福祉課長】 道社協の体制についてであります。道では、特例貸付の申請業務等への確に対応するため、道社協と連携・協働し、コールセンターによる土日も含めた相談窓口の開設や、申請件数の増大に応じて、派遣職員の増員や道職員による応援などマンパワーの積極的な確保を行い、迅速な貸付けに向けた体制</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>の4月から開始される償還業務、その他に相談支援等、膨大な業務となるということが明らかとなりました。</p> <p>人員増などの体制強化は、業務量の増加に比べて不十分ではないかと思うところであります。</p> <p>現状と今後の対応について、道社協とどのように協議を行ってきたか伺います。</p> <p>貸付件数が500倍になっていますから、それに見合うような十分な人員強化を行っていただきたいと思えます。</p> <p>(五) 据え置き期間の延長等について</p> <p>来年4月からは貸付の償還が始まります。しかし、コロナ禍による影響は未だに深刻で、しかも長期に及んでおります。ですから、据え置き期間を延長するといったような、実情に即した弾力的運用が求められるものと考えています。</p> <p>据え置きの延長あるいは償還期限の延長の必要性についてどう認識し、どう対応されるか伺います。</p> <p>(六) 償還免除について</p> <p>ただ今、据置期間の延長あるいは償還期限の延長といった特例的措置ということでありましたが、それに加えて「償還時になお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる」と国から示されています。償還業務を行うにあたっては、利用者の実態を正しくつかんで、全ての利用者に対して免除措置の周知を図ることが重要と考えますが、どう取り組みますか、伺います。</p>	<p>強化に取り組んできたところであります。</p> <p>今後、貸付けを受けられた方々の据置期間が満了することに伴い、新たに、償還や免除の手続き、償還の進捗管理などといった償還事務が増大するため、道では、その体制強化が必要と考えておりました。国の予算措置状況を十分に注視しながら、引き続き、派遣職員の増員や道職員による応援を図りながら、マンパワーを確保するなどして体制強化を進め、適切かつ円滑な償還事務が行われるよう、道社協と協働して、取り組んでまいります。</p> <p>【地域福祉課長】</p> <p>据え置き期間等についてであります。生活福祉資金の特例貸付においては、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会経済活動等への影響に伴って、一時的に資金を必要とする世帯等に対し、その生活の立て直しに向けた貸付けを行うため、据え置き期間や償還期限が延長されるなどといった特例的措置がなされているところであります。</p> <p>道といたしましては、この感染症の収束が見通せない中、その対応が長期化することも見据えると、こうした制度が安定的かつ継続的に運用されることが必要なものと考えておりました。今後とも、この資金の貸付状況を適時、的確に把握をしつつ、必要に応じて、更に、国に働きかけるなどしながら、円滑な運用が図られるよう、努めてまいります。</p> <p>【福祉局長】</p> <p>償還免除についてでございますけれども、国におきましては、今回の特例措置に際しまして、「新たに償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる」とし、生活に困窮された方の生活にきめ細やかに配慮する」とされておりました。道では、こうした取り扱いについては、貸付けを受けられた方々に必要な情報が行き届くことが大切であると考え、道社協と連携・協働いたしまして、チラシの配布ですとか、ホームページを活用するなどして、幅広く周知を図ってきているところでございます。</p> <p>道といたしましては、今後、国から償還免除に係る具体的な手続きが示され次第、ホームページでの掲載や関係機関などへ、この制度の周知を図りますとともに、道社協と連携し、償還期間を迎える時期においては、貸付けを受けられた方々に対しまして、償還のご案内と合わせまして、免除や猶予制度、あるいは各種相談の窓口をお知らせするなど、きめ細やかな配慮を行いながら、適切な制度の運用に向け、更に努めてまいります。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(七) 返済困難な人への支援体制について この制度はこれまで、返済できないという人や返済困難な人に対して、通常は市町村社協ですとか民生委員を通じて、他の福祉サービスへつなぐというような、生活状況の実態把握と相談支援業務を行ってきたものというふうに承知をしております。</p> <p>しかし、この度、このコロナ禍で申請が500倍にも急増していること、それから、金融機関などから申請ができていて、これは便利ではありますが、社協で直接つながらないで金融機関を通じていること、そういう申請も多数あるということで、その他の福祉サービスへつなぐなどの、支援の網の目から漏れてしまうという危険があることを懸念しています。もれなく支援の手が行き届くようにすべきと考えますけれども、どう対応するのか伺います。</p> <p>(八) 国への要望について 報道によりますと、特例貸付の申請期限を当初の12月末から来年の3月末まで延長する方針を固めたと伺っております。既に感染爆発と言える状況が起こっており、事業者への休業・時短要請が行われる中、特例貸付を最後の切り所とする方も増加することが懸念される所でございます。</p> <p>これまで、道は、3回にわたって予算措置を議会に諮ってきました。償還免除対象者の拡大や償還にかかわる人員拡大等に活用できる予算措置を国に求めていく必要があると考えます。社協の実情も踏まえて道として先頭に立って対応すべきと考えますが、いかがか見解を伺います。</p> <p>この制度は、生活を直接支える制度として、今年利用が500倍に急増いたしましたけれども、今後、償還免除と事務手続きという問題へ十分に対応していただけるように求めて、質問を終わります。</p>	<p>【福祉局長】 返済困難な方への対応等についてでございますけれども、道では、貸付けを受けられた方が、疾病や事故、休業や失業状態にあるなど、引き続き収入が減少し、その状態が継続するなどして、貸付金の返済が困難な状況にあり、個別の支援が必要となる場合には、身近な問合せ窓口であります市町村社協や自立相談支援機関等の関係機関へ、いち早くつなぎまして、これを支えていくことが必要なものと考えているところでございます。</p> <p>このため、道では、道社協と連携・協働し、今後、国から示される返済免除や、返済猶予など、この貸付金の取扱いについて、貸付けを受けられた方々や市町村等の関係機関に対し、改めて周知徹底することに加えまして、道社協と市町村社協とが貸付情報を共有するなどして、償還に際し、支援が必要な方が判明した場合には、市町村社協の協力を得ながら、返済の免除や猶予などきめ細やかな相談対応のほか、自立相談支援機関や福祉事務所等の関係機関へ、機を逸することなくつなげていくなど、返済が困難な方々、お一人お一人をしっかりと支えていくことができますよう、関係部門が一体となりまして更なる支援に努めてまいります。</p> <p>【保健福祉部長】 今後の取組についてでございますが、この特例貸付は、新型コロナウイルス感染症の長期化が見込まれる中、これを取り巻く社会経済情勢の変化により、さらに、生活に影響が生じる方が増えて来ること想定されることから、引き続き、重要な役割を担っているものと考えているところでございます。</p> <p>このため、道では、この資金が、必要な方々に迅速に貸付けられますよう、道社協におけるマンパワーの積極的な確保や、コールセンターによる相談対応などについて、必要な助言や支援を行い、その体制強化による円滑な制度運用に努めてきたところでございまして、今後も、この資金の貸付状況を的確に把握し、国に対し必要な予算の確保について要望するとともに、道社協とも十分に連携・協働して、今後発生する償還事務に、必要となる体制の強化やきめ細やかな対応に努め、この制度が生活に困窮されている方々の暮らしを支えるセーフティネットとして、適切な運用が図られますよう、取り組んでまいります。</p>